

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「原子力規制委員会  
ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づき民間競争入札を行った「原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務」について、下記のとおり契約を締結しました。

1 契約相手方の名称、住所及び代表者の氏名並びに契約金額

株式会社日立システムズ  
東京都中央区日本橋兜町1番4号  
公共・社会営業統括本部第一営業本部本部長 小林 誠  
契約金額 6,637,820,741円(税込)

2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の内容

行政LANに係る以下の構築及び運用・保守業務を、調達仕様に基づいて適正、かつ円滑に実施すること。

ア 設計・構築業務

- (ア) 要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための設計(基本設計・詳細設計)、構築、テスト(単体・結合・総合テスト及び受入テスト支援)を行うこと。
- (イ) 構築に当たり、原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び保守・運用を効率的に実施するため、構築やテスト等の標準(例:何をインプット(設計書等)として作業を行い、インプット情報に示された事項を確実に実装しテストしたことを記録するルール等、設計されたものが確実に実装され適切な品質を保つことを可能とする標準)を定め実施すること。
- (ウ) テストの実施において、検証と妥当性確認の両方の観点で行うこと。すなわち、要件定義や設計のとおり構築されたか評価を行う「検証」だけでなく、構築されたシステムがプロジェクト本来の目的を満たしているか評価する「妥当性確認」も行うこと。
- (エ) 現行原子力規制委員会ネットワークシステムから第3次原子力規制委員会ネットワークシステムへの移行において、職員(利用者)への影響を最小化するよう計画・実施すること。

イ 運用・保守業務

- (ア) 基本設計及び詳細設計に基づき運用設計及び保守設計を行うこと。なお、運用設計にはセキ

セキュリティ運用設計も含む。

- (イ) 運用設計及び保守設計に基づき、情報システムの第4次更改までの間に発生する作業内容、その想定される時期等を取りまとめた中長期運用・保守計画を作成すること。
- (ウ) 運用設計及び保守設計に基づき、定常時における作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画及び保守計画を作成すること。
- (エ) 運用計画及び保守計画の策定にあたっては、情報システム全体のセキュリティ水準が低下することのないように、セキュリティ要件を適切に策定し、情報セキュリティに関する各種機能(アクセス制御、識別コード、主体認証情報の付与、定期的な脆弱性情報の把握と対策、標的型攻撃対策及びログの取得、管理等)が有効に機能するようにすること。
- (オ) 定常時対応
  - ・ ハードウェア、ソフトウェア及びシステム運用に係る定常時対応を行うこと。
  - ・ 運用計画及び保守計画、運用実施要領、保守実施要領に基づき、保守業務や、データセンタ運用業務、運用業務の内容や工数などの作業実績状況(情報システムの脆弱性への対応状況や情報セキュリティ監視状況を含む。)、サービスレベルの達成状況、情報システムの定期点検状況、リスク・課題の把握・対応状況について月次で取りまとめ運用・保守報告を行うこと。
- (カ) 障害発生時対応
  - ・ 情報システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、自らの障害検知又は原子力規制庁情報システム室からの連絡を受け、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時対応を行うこと。
  - ・ 情報システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案し実施すること。
- (キ) 年1回、ODB 格納データと情報システムの現況との突合・確認を支援すること。

## (2) 本請負業務の引継ぎ

### ア 現行請負者からの引継ぎ

原子力規制庁情報システム室は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び本請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の引継ぎに必要な経費は、現行請負者の負担とする。

### イ 本請負期間満了の際の引継ぎ

原子力規制庁情報システム室は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の請負期間満了の際には、本請負者は、次回業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。引継ぎが円滑に実施されなかったこ

とにより次回請負業務の遂行に支障が出た場合には、改善されるまで支援を行うこと。なお、その際の引継ぎに必要となる経費は、本請負者の負担とする。

### (3) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、原子力規制庁の行政事務を円滑に遂行するための情報基盤を更新整備するものであるため、原子力規制委員会ネットワークシステムの利用者への継続的、かつ、安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。そのため、本業務を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象業務の質は、次のとおりとする。

#### ア 業務内容

「2(1)原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の内容」に示す業務について、以下に示す水準以上の質を適切に実施すること。

#### イ 原子力規制委員会ネットワークシステムの稼働率

稼働率は以下のとおりとする。なお、稼働率の計算式を合わせて示す。

表 1 稼働率

No.	項目	各機能・業務のレベル	年間合計停止時間	稼働率
1	稼働率	外部公開 Web(※)、外部 DNS	60 分	約 99.98858%
		認証基盤、電子メール、ファイル共有、内部 DNS、各情報セキュリティ機能(クラウドサービス監視(CASB)は除く)	8.76 時間	約 99.9%
		クラウドサービス監視(CASB)	43.8 時間	約 99.5%
		在席管理・メッセージ機能、Web 会議、ペーパーレス会議システム、グループウェア、電子掲示板、ワークフロー、携帯アクセス	87.6 時間	約 99.0%

※外部公開 Web に関連する、不正プログラム対策、侵入検知・防御、ファイアウォール、Web Application Firewall、及び通信回線装置一式を含む。

原子力規制委員会ネットワークシステムの稼働率(%)

$$\{ 1 - (1\text{か月の停止時間}) \div (1\text{か月の稼働予定時間}) \} \times 100$$

※1か月の稼働予定時間は計画停電等を除く

#### ウ ヘルプデスク満足度アンケート調査結果

業務開始後、原子力規制委員会ネットワークシステム及びその他のネットワークシステムのヘルプデスク利用者に対して、年に1回の割合で次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果

の基準スコア(70点以上)を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)

各質問とも、「満足」(配点 100 点)、「ほぼ満足」(同 80 点)、「普通」(同 50 点)、「やや不満」(同 30 点)、「不満」(同 0 点)で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア(100 点満点)を算出する。

エ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

オ 運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

カ その他の目標値

その他の目標値については、要件定義書を参照すること。

(4) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

ア 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の実施全般に対する提案

請負者は、原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 事業内容に対する改善提案

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案(コスト削減に係る提案を含む)がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(5) 契約の形態及び支払い

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 原子力規制庁情報システム室は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、毎月、契約金額を支払うものとする。令和3年度においては、令和4年1月以降、設計・構築費用を含めた契約金額の総額を運用期間の全月数で除した額を毎月均等払いで請求者に支払うこととする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、原子力規制庁情報システム室は、

確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに原子力規制庁情報システム室に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、原子力規制庁は、請負者の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う引継ぎや準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、あらかじめ該当する場合には原子力規制庁が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

- ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3 実施期間に関する事項

本請負契約の契約期間は、令和3年4月1日から令和7年12月31日までとする。

なお、設計・構築の期間は、令和3年4月から同12月まで、運用及び保守の期間は、令和4年1月から令和7年12月までとする。

原子力規制委員会ネットワークシステムの全体スケジュールを以下に示す。

システム	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現行原子力規制委員会ネットワークシステム	現行システム運用						
次期原子力規制委員会ネットワークシステム			設計・構築・テスト・移行	次期システム運用			

図 1 全体スケジュール(想定)

4 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務請負業務の請負業者が、原子力規制委員会に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本請負業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が原子力規制委員会に報告すべき事項、原子力規制委員会の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 請負者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を原子力規制庁情報システム室に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに原子力規制庁情報システム室に報告するものとし、原子力規制庁情報システム室と請負者が協議するものとする。

(ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて原子力規制庁情報システム室から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 原子力規制庁情報システム室は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は原子力規制庁情報システム室の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする原子力規制庁情報システム室の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

原子力規制庁情報システム室は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た原子力規制委員会の情報等(公知の事実等を除く)を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術(アイデア又はノウハウ)については、請負者からの文書による申出を原子力規制庁情報システム室が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、原子力規制庁情報システム室から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、原子力規制庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、秘密保護誓約書を契約後速やかに原子力規制庁情報システム室に提出しなければならない。

オ アからエまでのほか、原子力規制庁情報システム室は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

### (3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

#### ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

#### イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による原子力規制庁情報システム室の事前の承認を得たときは、この限りではない。

#### ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、原子力規制庁情報システム室の承認を受けなければならない。

#### エ 契約不適合責任

(ア) 原子力規制庁情報システム室は、受注者に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合(その不適合が原子力規制庁情報システム室の指示によって生じた場合を除き、受注者は当該指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合を含む。)において、その不適合を原子力規制庁情報システム室が知った時から起算して1年以内にその旨の通知を行ったときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、原子力規制庁に不相当な負担を課するものでないときは、原子力規制庁情報システム室が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(イ) (ア)の場合において、原子力規制庁情報システム室が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、原子力規制庁情報システム室は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(ウ) (ア)又は(イ)の場合において、原子力規制庁情報システム室は、損害賠償を請求することができる。

#### オ 再委託

- (ア) 業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (イ) 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (ウ) 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (エ) 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- (オ) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を原子力規制庁情報システム室に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- (カ) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制庁情報システム室に提出し、承認を受けること。
- (キ) 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。
- (ク) 再委託先において、調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、原子力規制庁情報システム室は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

#### カ 契約内容の変更

原子力規制庁情報システム室及び請負者は、本請負業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

#### キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

原子力規制庁情報システム室は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。
- (ウ) 原子力規制委員会の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき。

#### ク 契約の解除

原子力規制庁情報システム室は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は原子力規制庁に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、原子力規制庁の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、原子力規制庁情報システム室との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

#### ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、原子力規制庁が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

#### コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により原子力規制庁に損害を与えたときは、原子力規制庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、原子力規制庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、原子力規制庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### サ 不可抗力免責・危険負担

原子力規制庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、原子力規制庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

#### シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

#### ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

#### チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、原子力規制庁情報システム室と請負者との間で協議して解決する。

5 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務請負業務の請負業者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 原子力規制庁が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、原子力規制庁情報システム室は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について原子力規制庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、原子力規制庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 請負者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について原子力規制庁の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は原子力規制庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

6 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

原子力規制庁情報システム室は、本業務の実施状況について総務大臣が行う評価の時期(令和6年6月を予定)及び本業務の本格運用開始時期(令和3年度)を踏まえ、令和4年度以降各年の12月末日時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 原子力規制委員会ネットワークシステムの稼働率

業務報告書等により調査

イ セキュリティ上の重大障害

業務報告書等により調査

ウ システム運用上の重大障害の件数

業務報告書等により調査

エ 原子力規制委員会ネットワークシステム利用に関する満足度アンケート調査結果

各年度において、原子力規制委員会ネットワークシステムの利用者に対する年1回のアンケートの実施結果により調査

(3) 意見聴取等

原子力規制庁は、必要に応じ、請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

#### (4) 実施状況等の提出時期

原子力規制庁は、令和6年5月を目途として、本業務の実施状況を総務大臣及び民間競争入札等監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び民間競争入札等監理委員会に提出するに当たり、原子力規制庁政府CIO補佐官の意見を聴くものとする。

### 7 請負者における本業務の実施体制及び実施方法の概要

業務は株式会社日立システムズが実施する。

業務の実施に当たっては、実施要項及び調達仕様書に基づき業務を遂行するとともに、提案書による提案事項の実施により、包括的な質の確保及び各業務の品質の維持向上を図る。

### 8 その他業務の実施に関し必要な事項

#### (1) 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の実施状況等の民間競争入札等監理委員会への報告

原子力規制庁情報システム室は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を民間競争入札等監理委員会へ報告することとする。

#### (2) 原子力規制委員会の監督体制

本契約に係る監督は、原子力規制庁情報システム室が自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本請負業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

##### ア 監督職員

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課課長補佐(総括担当)

##### イ 検査職員

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課課長補佐(情報システム担当)

#### (3) 本業務請負者の責務

ア 本業務に従事する請負者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 請負者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

ウ 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処される。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 請負者は、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検

査を受けたり、同院から直接又は原子力規制庁情報システム室に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

- ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを原子力規制庁に無償で譲渡するものとする。
- イ 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、原子力規制庁情報システム室が承認した場合は、この限りではない。
- ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「請負者著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
- エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

以 上